㊎G―2512	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　H21―ＩＤＣ―６WG１TCN６	いすゞ　QKG―EXR52＊＊、いすゞ　QKG―EXD52＊＊	〃
㊎G―2513	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　H21―ＩＤＣ―６WG１TCN５	いすゞ　QKG―EXR52＊＊、いすゞ　QKG―EXD52＊＊、いすゞ　QKG―EXZ52＊＊、いすゞ　QKG―EXY52＊＊	〃
㊎G―2514	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　H21―ＩＤＣ―６WG１TCC６	いすゞ　QDG―CYZ52＊＊＊	〃
㊎G―2515	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　H21―ＩＤＣ―６WG１TCC５	いすゞ　QKG―EXR52＊＊、いすゞ　QKG―EXD52＊＊、いすゞ　QKG―EXZ52＊＊、いすゞ　QDG―EXZ52＊＊、いすゞ　QKG―EXY52＊＊、いすゞ　QDG―EXY52＊＊	〃
㊎G―2516	一酸化炭素等発散防止装置　いすゞ　H21―ＩＤＣ―６WG１TCS５	いすゞ　QKG―EXD52＊＊、いすゞ　QDG―EXZ52＊＊	〃

○国土交通省告示第四百一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年二月七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年四月八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎G―2509	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　CBA―３SZ―VE２	トヨタ　CBA―QNC21	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊎G―2510	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　CBA―K３―VE１	トヨタ　CBA―QNC20、トヨタ　CBA―QNC25	〃

○国土交通省告示第四百二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年二月七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年四月八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎G―2507	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　DBAKF―VE―14	ダイハツ　DBA―L275S、ダイハツ　DBA―L285S、スバル　DBA―L275F、スバル　DBA―L285F	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号
㊎G―2508	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　HBDKF―VE―２	ダイハツ　HBD―L275V、ダイハツ　HBD―L285V、スバル　HBD―L275B、スバル　HBD―L285B	〃

○国土交通省告示第四百三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十五年二月二十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十五年四月八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎G―2517	一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　MA―CCPE―DBA１	マツダ　DBA―CCFFW	マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号

○国土交通省告示第四百四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月十四日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎G―2462	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　DBAMR06AE２	スズキ　DBA―MK32S、マツダ　DBA―MM32S、スズキ　DBA―HA35S、マツダ　DBA―HB35S	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地
㊎G―2463	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　DBAMR06AT２	スズキ　DBA―MK32S（過給器付原動機搭載車に限る）、マツダ　DBA―MM32S（過給器付原動機搭載車に限る）	〃

○国土交通省告示第四百五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月十四日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎N―1154	騒音防止装置　いすゞH13―K5213	いすゞ　QDG―CYZ52＊＊＊	いすゞ自動車株式会社　東京都品川区南大井六丁目26番１号

○国土交通省告示第四百六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月二十日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月八日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊎GS―1002	一酸化炭素等発散防止装置　ユマツ　SAA６D125E－６－A	ユマツ　UDS―WA120	株式会社　小松製作所　東京都港区赤坂二丁目３番６号